



県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年4月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年4月8日
- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人信州伝統的建造物保存技術研究会
- 3 代表者の氏名
笹川 明
- 4 主たる事務所の所在地
伊那市富県8403番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、不特定かつ多数の人に対して、信州の風土が育んできた伝統的な建造物の保全、再生、活用及び伝統的な材料や技術の継承、振興等に関する事業を行い、不特定かつ多数の人の利益の増進に寄与すると共に文化の振興や地球環境の保全に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年4月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年4月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人白馬の風
- 3 代表者の氏名
吉羽 一成
- 4 主たる事務所の所在地
北安曇郡小谷村大字千国乙12840番地1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、一般地域住民に対しての自然環境の保全に関する事業及び、子供から、高齢者に至るまで参加できるスポーツ、特にスキー、スノーボード、スノーシューや、グリーンツーリズムを通じて、とりわけ、農村体験等で、地域の食材や自然に親しんでもらい、地域の経済活動の活性化に寄与し、誇りを持って後世に引継ぐ事ができ、安全で住みやすい福祉の充実した地域社会を作る事を目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年4月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年4月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人森林環境
- 3 代表者の氏名
湯澤 要次
- 4 主たる事務所の所在地
駒ヶ根市経塚7番11号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して、森林と自然環境に関する事業を行い、森林及び自然環境保全への理解と普及に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第6条の規定により、平成25年4月11日、次の者を表彰しました。

平成25年4月18日

長野県知事 阿部 守一

スポーツ栄誉賞
杉野 拓海

人事課

公告

調理師試験を次のとおり行います。

平成25年4月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 試験の日時及び場所
(1) 日時
平成25年9月11日（水） 午後1時から午後3時まで
(2) 場所
保健福祉事務所（保健所）の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。
- 2 試験の科目及び方法
次の科目について、筆記試験により行います。
食文化概論 衛生法規 公衆衛生学 栄養学 食品学 食品衛生学 調理理論
- 3 受験資格
学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条、調理師法（昭和33

年法律第147号)附則第3項又は調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)附則第3項に規定する者で、同規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したものの

4 受験手続

(1) 提出書類等

- ア 調理師試験受験願書(所定の用紙を用いてください。)
- イ 履歴書
- ウ 調理業務従事証明書(所定の用紙を用いてください。)
- エ 写真(上半身、脱帽、正面向、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの)

なお、平成24年度に長野県が実施した調理師試験において、調理師試験受験願書に調理業務従事証明書を添付して受理された者は、調理業務従事証明書の提出を省略することができます。

(2) 受験手数料

受験手数料(6,200円)は、長野県収入証紙により(受験願書の所定の欄にはって、消印しないでください。)納付してください。

(3) 受付期間

平成25年7月9日(火)から平成25年7月11日(木)まで(郵送による場合は、平成25年7月11日までの消印があるものに限り受け付けます。その際、80円切手をはったあて先明記の返信用の封筒を同封してください。)

(4) 受付場所

希望する受験地に所在する保健福祉事務所(保健所)(長野市を受験地として希望する場合にあっては、長野市保健所)

5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付します。

6 合格者の発表

平成25年10月10日(木)に受験願書を受け付けた保健福祉事務所(保健所)及び長野市保健所において合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に結果を通知します。

7 その他

- (1) 試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健福祉事務所(保健所)又は長野市保健所にしてください。
- (2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

食品・生活衛生課

公告

製菓衛生師試験を次のとおり行います。

平成25年4月18日

長野県知事 阿部守一

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成25年9月11日(水) 午後1時から午後3時まで

(2) 場所

保健福祉事務所(保健所)の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。

2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験により行います。

衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓

理論及び実技

3 受験資格

次のいずれかに該当する者とします。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条、製菓衛生師法(昭和41年法律第115号。以下「法」といいます。)附則第3項又は製菓衛生師法施行規則(昭和41年厚生省令第45号。以下「省令」といいます。)附則第2項に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第57条、法附則第3項又は省令附則第2項に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの
- (3) 法附則第2項に規定する者

4 受験手続

(1) 提出書類等

- ア 製菓衛生師試験受験願書(所定の用紙を用いてください。)
- イ 厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し(原本も持参してください。若しくは卒業証明書(郵送による場合は、卒業証明書を提出してください。))若しくは当該施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者であることを証明する書類として知事が別に定めるもの又は菓子製造業従事証明書(所定の用紙を用いてください。)
- ウ 写真(上半身、脱帽、正面向、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの)

なお、平成24年度に長野県が実施した製菓衛生師試験において、製菓衛生師試験受験願書に上記イに掲げる書類を添付して受理された者は、イに掲げる書類の提出を省略することができます。

(2) 受験手数料

受験手数料(9,400円)は、長野県収入証紙により(受験願書の所定の欄にはって、消印しないでください。)納付してください。

(3) 受付期間

平成25年7月9日(火)から平成25年7月11日(木)まで(郵送による場合は、平成25年7月11日までの消印のあるものに限り受け付けます。その際、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封してください。)

(4) 受付場所

希望する受験地に所在する保健福祉事務所(保健所)(長野市を受験地として希望する場合にあっては、長野市保健所)

5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付します。

6 合格者の発表

平成25年10月10日(木)に受験願書を受け付けた保健福祉事務所(保健所)及び長野市保健所において合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に結果を通知します。

7 その他

- (1) 試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健福祉事務所(保健所)又は長野市保健所にしてください。
- (2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

食品・生活衛生課

公告

毒物劇物取扱者試験を次のとおり行います。

平成25年4月18日

長野県知事 阿部 守一

1 試験日時

平成25年8月7日(水) 午前10時から正午まで

2 試験場所

試験地	試験場
佐久市	長野県佐久合同庁舎(佐久市跡部65-1)
伊那市	長野県伊那合同庁舎(伊那市荒井3497)
松本市	長野県松本合同庁舎(松本市大字島立1020)
長野市	長野市生涯学習センター(長野市大字鶴賀問御所町1271-3)

3 試験の区分

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験科目

- (1) 筆記試験
 - ア 毒物及び劇物に関する法規
 - イ 基礎化学
 - ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
- (2) 実地試験(筆記方式)
 - 毒物及び劇物の識別及び取扱方法

5 受験資格

学歴、年齢及び経験は問いません。

6 受験手続

- (1) 提出書類
 - ア 受験願書
 - イ 写真1枚(出願前6月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像の縦5センチメートル、横4.5センチメートルのもの)
- (2) 受験手数料
 - 10,700円(長野県収入証紙により納付してください。)
- (3) 受付期間
 - 平成25年6月3日(月)から6月14日(金)までの土曜日及び日曜日を除く平日の午前9時から午後5時まで(郵送による場合は、平成25年6月14日までの消印があるものに限り受け付けます。)
- (4) 受付場所
 - ア 次の表に掲げる最寄りの保健福祉事務所又は長野市保健所

名称	所在地
佐久保健福祉事務所	佐久市跡部65-1
上田保健福祉事務所	上田市材木町1-2-6
諏訪保健福祉事務所	諏訪市上川1-1644-10
伊那保健福祉事務所	伊那市荒井3497
飯田保健福祉事務所	飯田市追手町2-678
木曾保健福祉事務所	木曾郡木曾町福島2757-1
松本保健福祉事務所	松本市大字島立1020
大町保健福祉事務所	大町市大町1058-2
長野保健福祉事務所	長野市中御所岡田98-1
北信保健福祉事務所	飯山市静間1340-1
長野市保健所	長野市若里6-6-1

イ 長野県健康福祉部薬事管理課(県庁専用郵便番号380-8570、住所記載不要)

ウ 次の表に掲げる保健福祉事務所支所では受験願書の受付はできませんのでご注意ください。ただし、受験願書の配布は行います。

名称	所在地
飯田保健福祉事務所阿南支所	下伊那郡阿南町北条2009-1

(5) 受験票の交付

受験願書を受理したときは、後日受験票を交付します。

(6) 注意事項

- ア 提出された受験願書及び受験手数料は一切お返しできません。
- イ 受験願書提出後の試験の区分及び試験場所の変更はできません。

7 合格発表

平成25年9月11日(水)午前9時に長野県内の保健福祉事務所、飯田保健福祉事務所阿南支所及び長野市保健所の掲示板並びに長野県公式ホームページにおいて合格者の受験番号を発表するほか、合格者には通知します。

8 その他

- (1) 受験願書に記載していただく個人情報は、毒物劇物取扱者試験の実施に必要であるため記載を求めているものであり、長野県個人情報保護条例の規定に基づき管理するとともに、同条例の規定に基づく場合を除き、当該試験の実施以外の目的で利用等をすることはありません。
- (2) 受験願書用紙の請求又はこの試験についての問い合わせは、長野県健康福祉部薬事管理課又は最寄りの保健福祉事務所若しくは長野市保健所に行ってください。

薬事管理課

公告

信州登山案内人試験を次のとおり行います。

平成25年4月18日

長野県知事 阿部 守一

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成25年6月6日(木) 午前8時20分から

(2) 場所

大町市大町1058の2

長野県大町合同庁舎講堂

2 試験の方法及び内容

試験の方法	試験の内容
筆記試験	信州登山案内人条例 自然公園 読図 植物 植生 動物(鳥類及び昆虫類を含む。) 気象 天気図 登山の常識 セルフレスキュー 長野県の山岳一般 長野県の山岳及び登山等の歴史 長野県の登山ルート
作文試験	信州登山案内人としての活動を行う意欲等
実技試験	確保技術 下降技術 搬送技術

3 受験資格

(1) 年齢

平成25年4月1日現在で満20歳以上の者

(2) 登山経験等

登山経験5年以上かつ登山日数200日以上(うち標高1,500メートル以上の雪山登山日数30日以上、長野県内の登山日数100日以上及び受験を希望する専門とする案内地域の登山日数30日以上)の者又はこれと同等以上の登山経験を有する者であると長野県内の登山案内人組合等の代表者から推薦された者

(3) この試験を受験できない者

信州登山案内人条例(平成24年長野県条例第25号)第4条各号のいずれかに該当する者

4 受験手続

(1) 提出書類等

ア 信州登山案内人試験受験申込書(写真(申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.5センチメートルのもの)を所定の欄に貼ってください。)

イ 信州登山案内人条例第4条各号のいずれにも該当しない旨を記載した書類(所定の様式を用いてください。)

ウ 登山等に関する経歴等を記載した書類(所定の様式を用いてください。登山経験から受験資格を確認します。)

エ 受験票返信用封筒(申込み者の住所、氏名及び郵便番号を明記し、80円切手を貼ったもの)

(2) 受験手数料

受験手数料(4,700円)は、長野県収入証紙により(受験申込書に貼り、消印しないでください。)納付してください。

(3) 受験申込み方法

郵送又は持参としてください。

(4) 受付期間

平成25年4月18日(木)から平成25年4月30日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(郵送による場合は、平成25年4月30日必着)

(5) 提出場所

長野県長野市大字南長野字幅下692の2

(郵便番号 380-8570)

長野県観光部観光企画課

(6) 受験申込書の交付

受験申込書その他所定の様式は、次のところで交付するほか、インターネットホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/kanko/kankoki/tozan/shiken.htm>)からダウンロードすることもできます。

長野県観光部観光企画課

長野県の地方事務所商工観光(建築)課

(7) 受験票の交付

受験申込みの受付期間終了後に、受験票を郵送します。

なお、平成25年4月30日(火)までに受験票が到着しない場合は、長野県観光部観光企画課(電話 026-235-7251)へ連絡してください。

6 事前説明会について

事前に試験内容についての説明会を行います。この説明会には、受験申込みをした者のみが出席できます。

(1) 日時

平成25年5月8日(水) 午前10時30分から

(2) 場所

大町市大町8056-1

長野県山岳総合センター教室

7 問い合わせ先

この試験について不明な事項は、長野県観光部観光企画課(電話:026-235-7251)に問い合わせてください。

8 その他

この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

観光企画課